6月定例会で議決された議案の概要

6月定例会に上程され審議されました、「平成25年度一般会計補正予算(第1号)」 ほか、7件の議案の概要は次のとおりです。

議案第35号「市長等の退職手当の特例に関する条例の制定について」

市の財政状況と国家公務員退職手当法の改正に準じて、本市職員の退職手当の引下げを行ったことを考慮し、市長と副市長の退職手当について、鈴鹿市特別職報酬等審議会に意見を求めたところ、特例的に職員と同等程度の引下げをすることが望ましいとする意見書の提出を受けました。このことを受けて、市長等の退職手当の額を減額するための特例を定めるための条例を制定しようとするものです。

内容は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、水道事業管理者の退職手当について、それぞれの給与等について定める条例の規定により算出した額から、その100分の15の額をそれぞれ減額するものです。

この減額は、市長については、この条例の施行の日を含む任期について、副市長以下三役については、この条例の施行の日以後の市長の任期の全部又は一部を含むそれぞれの任期について、支給される退職手当に限ります。

議案第36号「佐佐木信綱記念館条例の一部改正について」

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、佐佐木信綱記念館の管理を指定管理者に行わせるに当たり、同条第4項の規定により指定管理者による管理の基準と業務の範囲、その他必要な事項を条例で定める必要があり、これらの事項についての規定の追加等や、所要の規定整備を行うものです。

議案第37号「平成25年度鈴鹿市一般会計補正予算(第1号)」

今回の補正予算の内容は、風しんワクチンの予防接種費の追加と地域経済対策住宅リフォーム等促進事業費の増額による補正です。

補正の金額は、歳入歳出それぞれ2,800万円を増額し、予算総額を592億5,800万円とするものです。

歳入について

- ○「県支出金」は風しんワクチン接種費用助成事業費補助金であり、三重県が、助成を行う市町に対して、費用の2分の1、1人当たり2,500円を上限に補助する制度。本市の助成額1,000万円の2分の1に当たる500万円を計上しています。
- 〇「繰入金」は、補正予算計上に当たり必要となった一般財源2,300万円を、財政調整基金繰入金で対応するものです。

歳出について

- ○「保健衛生費」の予防接種費は、風しんワクチンの接種費用に対する助成を行うもので、全国的にも、また県内においても昨年に比べて風しんの流行が拡大しつつあり、予防の観点から速やかに実施を図るため、一人当たりの助成額を5,000円として、接種者を2,000人と見込み、1,000万円の増額補正をするものです。
- ○「商工費」は、地域の経済対策として実施いたします住宅リフォーム等促進事業に対して、当初の見込みを大幅に上回る申請があったことから、1,800万円を増額補正するものです。